

第1234号

AFN-1234

# Timely

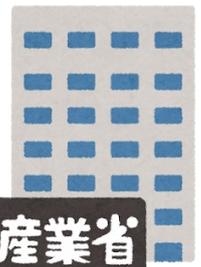
1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

H30. 9 / 18 (火)

## 『19年度経産省税制改正要望 事業承継税制を個人にも拡大』

報道によると、経済産業省は2019年度税制改正要望で、個人事業主を対象とする「個人版事業承継税制」の創設を掲げている。18年度に法人向け事業承継税制を大きく見直し拡充したのに続き、個人事業主の土地や建物、機械設備等の事業用資産を対象に、先代経営者から後継者への承継を進めやすくする狙い。個人事業主から子供らが事業を引き継ぐ際、相続税の負担が重く、廃業を余儀なくされる場合がある。経営者が個人で保有する工作機械などの設備のほか、建物にかかる税の軽減を求める。経産省によると、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は全国で245万人に上るといわれるが、このうち約半分の127万人が後継者が決まっていないという。また、以前約350万人いた個人事業主はここ10年で200万人ほどに減少。税制軽減等の後押しで、高いノウハウや技術を持った意欲のある個人事業主の廃業を防ぐ。

また、親族外承継支援として、一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた場合でも、中小企業税制の適用を受けられるようにするための要件緩和を要望する。同省は2021年までを事業承継政策の集中期間として、税制や補助事業等による抜本的な支援を進めている。



経済産業省

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

## 『贈与時と譲渡時とで異なる路線価 譲渡は路線価を0.8で割り戻し算定』

土地評価というと路線価を使えば問題ないと思いがちだが、相続・贈与時と譲渡時では路線価の扱いが異なるので注意が必要だ。

路線価はあくまでも相続や贈与時の土地等の課税評価額の基準となるものだから、譲渡の場合は、路線価が時価の80%であることから、0.8で割り戻して正規の時価を算定することが原則となる。

例えば、事業承継対策として自社株を後継者に移転する場合、贈与と譲渡では路線価の扱いが違ってくる。

オーナー経営者が後継者である子どもに自社株式を移転する場合、その自社株の時価を算定するときに、その法人の純資産価額を求める際の土地評価において、路線価の扱いは、相続時精算課税制度を活用した贈与の場合と相当の対価を得て譲渡した場合とでは異なってくる。

路線価をそのまま使えるのは、贈与時のみとなる。譲渡の場合は、路線価を0.8で割り戻して正規の時価を算定することが原則となる。

譲渡によって自社株を後継者に移転する場合、通常は親族間取引となるので、税務当局は正しい時価が使われているかどうかを重点的にチェックしてくると思われる。その際、自社株の時価を算定するときの土地評価において基準となるのは、路線価を0.8で割り戻した価額ということになる。これが第三者間の取引であれば、当事者間で合意した金額が時価として認められるが、親族間の取引ではそうはいかないわけだ。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)